

ストーカー ひとりで悩まず 即相談

NO!



LOVE ♥



お気軽に
お電話ください

京都ストーカー相談支援センター

い い に じ
☎ 075-415-1124

電話相談は、24 時間受け付けています。

予約制で面接相談も行っているのので、まずはお電話ください。

またインターネットでも相談を受け付けています。

詳しくはこちら ▶ <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/sodan/sutouka/sentar.html>



※緊急の場合は迷わず 110 番通報してください。

京都府警察本部

どのようなことが ストーカー行為になるのかを 知っておくことが大切です。



【ストーカー規制法におけるつきまとい等行為の例】

1 つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け、うろつき



自宅や職場、学校付近で待ち伏せする など



2 監視していると伝える行為



帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメールする など

3 面会、交際、義務のないことを行うことの要求



拒否されたのに面会や交際、復縁を要求する など



4 著しく粗野または乱暴な言動

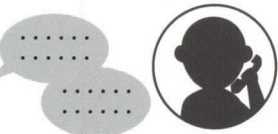


大声で暴言を吐く など

5 無言電話、連続した電話・FAX・メール・SNSのメッセージ等



拒否されたのに電話やメールをくり返す など



6 汚物等の送付

汚物や動物の死体などを送りつける など



7 名誉を害する事項を伝える行為

あなたやあなたの家族を中傷する文書をインターネットに掲載する など



8 性的羞恥心を害する事項を伝える行為

わいせつな写真を送りつける など



これらの行為をくりかえして行うことを「ストーカー行為」と言います。

自分のされていること、自分がしていることを、よく考えてみてください。
ストーカーの被害に遭っていませんか？ストーカー行為をしていませんか？